

海田町ひきこもり対策推進事業運営業務 企画提案募集要領(案)

8050問題、ひきこもり問題等の複雑化する社会問題へ対応し、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る業務（以下「本業務」という。）について、町と契約を締結する意思のある事業者から公募型プロポーザルにより広く提案を募り、提案内容、事業実施の能力等の審査を行い、最も事業の遂行に適格との受託候補者を選定するため、企画提案を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務名

海田町ひきこもり対策推進事業運営業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（複数年契約）

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 企画提案の内容

別紙「委託業務仕様書」参照

(5) 契約金の上限額（各年度）

5,549,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

3 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別紙1）の提出について

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年1月23日（金）12時（必着）

イ 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、電子メールによる。

オ 参加希望者のうち、公告2(2)の資格を有しない者は、告示に基づき申請手続を行ったことを確認できる書類を提出すること。また、資格認定結果を速やかに報告すること。

(2) 仕様書等に対する質問書等について

ア 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年1月19日（月）12時

イ 上記アに対する回答期限

令和8年1月21日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ウ 質問及び回答方法

仕様書等に対する質問がある場合は、上記アの期限までに、仕様書等に対する質問書（別紙2）を電子メールにより提出すること。

(3) 企画提案書の提出について

企画提案書の作成に当たっては、本要領のほか、本業務の公告及び本業務仕様書に基づき、次のとおり必要な書類を提出するものとする。なお、提出された企画提案書は返却しないこととし、企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案者に無断で使用しないものとする。

ア 提出期限

令和8年1月30日（金）12時まで（必着）

イ 提出先

海田町福祉保健部健康づくり推進課

ウ 提出書類の種別及び部数等

	名称	種別	部数	備考
1	提出前チェックリスト	別紙3	1部	
2	企画提案参加申込書	別紙4	1部	
3	企画提案書	—		
4	配置予定支援員調書	別紙5	10部 （※1）	・別添の業務委託仕様書及び審査基準を踏まえた企画内容とすること
5	運営業務見積書	別紙6		
6	事業報告書及び収支決算書	—	1部	令和6年度
7	法人の登記簿謄本	—	1部	提出日から3か月以内に発行のもの
8	定款又はこれに代わるものとの写し	—	1部	
9	役員名簿	—	1部	
10	国税、県税、町税の納税証明書	—	1部	滞納がないこと。（※2）
11	その他、町が必要と認める書類	—	—	指示があった場合のみ

※1　・3番～5番の順序でA4版のフラットファイルに綴じて提出してください。
(折り込みでのA3用紙の使用は可)

- ・10部中8部は提案者等の名称を記載しないでください。
 - ・提案者名を記載したものと記載していないものは別々に提出してください。
- ※2 広島県内に営業所等がない等の理由により、広島県税の納付義務がない場合には「広島県税については納付義務がありません。」、海田町内に営業所等がない等のため海田町税の納付義務がない場合には「海田町税の納付義務がありません」と企画提案参加申込書（別紙2）の余白部分に記入してください。その場合、それぞれの納税証明書の提出は必要ありません。
- ※3 令和6年海田町告示第119号の2（令和7年から令和9年において海田町が発注する物品調達等の競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、資格を認定されているものであれば、上記表中の6～10については省略できる。

エ 提出方法

持参による。

オ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は取り下げ願い書（別紙7）を提出すること。

4 募集及び業務委託に関する要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締め切り時点で、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないもの。
(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)
- (2) 民間企業、NPO法人及びその他の法人であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有しているもの。

5 企画提案書の記載事項

別添仕様書及び審査項目の内容を遵守した内容とともに、次の内容についても留意してください。

- (1) 企画提案書には、支援方針、活動内容等についてわかりやすく記載すること。
また、1か月間の業務内容と各時間数について、具体例をあげること。
- (2) 本業務が、住民や関係機関に周知されるための工夫について、具体例をあげること。
- (3) 事故等や苦情への対応方法について、具体的に説明すること。
- (4) 相談窓口となる事務所の間取り図を添付すること。
- (5) 各事業の実施計画については、次の各事項を網羅し、事業全体の実施計画を策定し、目標及びそれを達成するための具体的方策等を必要な支援制度等を含めて提案すること。（一部再委託する場合には、再委託先の概要及び実施内容を踏まえること。）

ア 居場所のレイアウトと活動内容

イ 対象者の把握方法及び相談者の受け入れ方法

ウ アセスメント、プラン策定の手法、及び様式例

エ 連絡協議会の開催方法

- オ 情報発信の方法及び支援対象者が利用しやすくするための工夫
- カ ひきこもり支援関係機関及び町との連携の具体的方法
- キ 町民及び関係機関への具体的な周知方法
- ク 個人情報の漏えい等の防止策、守秘義務に関する取組

6 提出に係る注意事項

- (1) 企画提案にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。また、資料の差替・変更は認めない。ただし、町が補正を求めた場合又は補足書類を求めた場合にはこの限りではない。
- (3) 採用した提案の著作権は、町に帰属するものとする。

7 審査方法等について

- (1) 第1次審査（書面審査）
 - ア 企画提案書が5者以上から提出された場合は、海田町ひきこもり対策推進事業運営業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等により書面審査を実施し、5者を選定する。ただし、応募者が5者以下の場合は、選定委員会は実施しない。
 - イ 第1次審査を実施した場合は、企画提案者に対して速やかに結果を通知する。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）
 - ア 実施日時
 - 令和8年2月6日（金）午後の時間帯で、担当課が指定する時間
 - イ 実施場所
 - 〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号
 - 海田町役場 多目的室（役場1階）
 - ウ 出席者
 - 公募型プロポーザル参加資格を有する事業者
- ※第1次審査を実施した場合は、選定委員会で選定された事業者
- (3) 審査方法
 - ア 「海田町ひきこもり対策推進事業運営業務審査基準（以下「審査基準」という。）」の項目ごとに選定委員会委員が評価する。
 - イ 第1次審査は、企画提案書等に基づき書面により審査し、審査委員の評価点（全委員の評価点を合計した平均点）の上位5者を選定する。
 - ウ 第2次審査は、企画提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査し、審査委員の評価点（全委員の評価点を合計した平均点）が基準点（60点）を満たしている者のうち、評価点が最も高い事業者を最優秀提案者として決

定する。なお、評価点が同点の場合は見積額が低い企画提案者を最優秀提案者として決定する。

エ 審査については非公開とする。

(4) 審査結果

審査結果については、文書により通知するとともに、町ホームページへの掲載により公表する。

(5) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者は、海田町福祉保健部健康づくり推進課に対してその理由説明を求めることができる。

イ この説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書類を電子メールにより提出すること。

ウ 上記に対する回答は、イの書類を受理した日から起算して7日以内に、電子メールにより回答すること。

(6) 支払条件

仕様書による。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された書類を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

8 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別紙1）
仕様書等に対する質問票（別紙2）
- (3) 提出前チェックリスト（別紙3）
企画提案参加申込書（別紙4）
配置予定支援員調書（別紙5）
運営業務委託見積書（別紙6）
- (4) 取り下げ願い書（別紙7）
- (5) 仕様書
- (6) 審査基準

9 問い合わせ先（担当課）

海田町福祉保健部健康づくり推進課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

電話 082-823-4418

FAX 082-823-0020

e-mail kenko@town.kaita.lg.jp